平成２７年（フ）第１９号
岩手県花巻市上小舟渡402番地１　レジデンスサトウＢ201号、旧住所岩手県花巻市諏訪318番地　市営大谷地アパート３号
債務者　阿部のり子（旧姓畠山）
１　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第９号
秋田県能代市栄町16番17号　塚本方、住民票上の住所秋田県能代市栄町９番17号　パークアベニューＢ―202号
債務者　五十嵐美樹
１　決定年月日時　平成27年３月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２６号
長野県大町市大町3246番地２、前住所兵庫県姫路市四郷町東阿保1159番地11
債務者　武田　伸悟
１　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１７号
滋賀県長浜市加納町919番地13
債務者　花澤　正泰
１　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第６２９号
兵庫県尼崎市南竹谷町３丁目６番地の９シャルマンフジスマート尼崎出屋敷駅前ステーショングリーン901、前住所兵庫県尼崎市西難波町５丁目２番５号
債務者　上田　　恵
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―508号、前住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番23―1409号
債務者　竹内　　曙
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３号
愛媛県宇和島市保田甲1143番地
債務者　藤田　公子
１　決定年月日時　平成27年３月27日午前９時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第１２９号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間甲2707番地18
債務者　野村　健司
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１３号
佐賀県杵島郡江北町大字佐留志1980番地１　みずき団地Ｄ―２
債務者　百武　優一
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２１７号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目２番22号
債務者　松田和宏こと　張　　和宏
１　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
兵庫県尼崎市塚口本町６丁目３番22号ドリームハイツ１Ａ
債務者　谷川　正弘
１　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０号
福島県郡山市安積町荒井字萬海58番地　県営住宅52棟004号
債務者　水野　邦俊
１　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
神戸市灘区灘北通８丁目２番１―612号
債務者　川岸美保子
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４８号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地55棟206号
債務者　半田　健一
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６７号
神戸市兵庫区氷室町１丁目４番23―202号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町土山104番地の９
債務者　熊谷　祐介
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７４号
神戸市垂水区桃山台２丁目1188番地の42
債務者　妹尾　浩史
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部